# 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域 並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に 基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、 次のとおり協定を締結する。

# (趣旨)

第1条 この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村(以下「加盟市町村」という。) において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない と認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

#### (協定市町村)

第2条 この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。

#### (連絡の窓口)

- 第3条 加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相 互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。
- 2 この協定の取りまとめは、全国ボート場所在市町村協議会事務局がある自治体が行うものとする。
- 3 全国ボート場所在市町村協議会事務局がある自治体が甚大な災害等によって、本協定が機能されない場合は、副会長職のある自治体が補佐又は、会長が指名する近隣副会長職のある自治体が職務を代行する。

### (応援・支援の内容)

第4条 応援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急措置に必要な職員等の応援
- (5) 応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

## (応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
  - ア 物資・資機材の搬入

必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的応援)

第6条 加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

#### (指揮権)

第7条 応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

## (経費の負担)

- 第8条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。
- 2 前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び 応援市町村が協議して定める。
- 3 物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。

### (情報交換)

第9条 加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは 情報を相互に交換するものとする。

#### (協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年7月27日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。

平成31年1月31日改定